徳島県告示第六十九号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年二月十八日

徳島県知事　飯泉嘉門

申請人の住所及び氏名	地区名	事業名	工事の完了年月日
三好郡東みよし町昼間三二五五番地一 籠島恭一ほか十七名	三好地区 葛籠一号工区	農業用用水施設整備	平成十九年二月十五日
同	同 葛籠二号工区	同	同 二十六日
同	同 昼間二号工区	同	同 三月二十三日
同	同 増川工区	同	平成二十年一月十八日
同	同 昼間四号工区	同	平成二十二年二月八日
同	同 内野工区	同	同 三月三日
同	同 昼間三号工区	同	同 二十五日
同	同 昼間一号工区	同	平成二十三年三月十八日
同	同 足代工区	同	平成二十四年十二月三日
同	同 男山工区	同	平成二十五年一月二十九日
同	同 柳沢一号工区	農業用排水施設整備	平成十八年三月三十日
同	同 岸下一号工区	同	同 四月二十七日
同	同 柳沢二号工区	同	平成十九年二月十五日
同	同 内野工区	同	同 三月二十三日
同	同 石木工区	同	同 三十日
同	同 岸下二号工区	同	同 十二月十二日
同	同	同	平成二十一年三月十一日

	同
葛籠工区	同 増川工区
	同
	同 十二月二十一日